

秋田県ドクターへり及び秋田県消防防災ヘリコプター運航における  
東北地方整備局所管敷地の使用に関する協定書

国土交通省東北地方整備局（以下「甲」という。）と秋田県（以下「乙」という。）は、甲が管理する河川敷地及び道路敷地（河川管理者及び道路管理者以外が権限を有し管理する土地を除く。以下「河川敷地及び道路敷地」という。）を、秋田県ドクターへり（以下「ドクターへり」という。）及び秋田県消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリ」という。）のための離着陸場として使用するにあたって次のとおり協定を締結する。

1. 目的

本協定は、ドクターへり及び消防防災ヘリによる救急活動を実施する際に、甲が管理する河川敷地及び道路敷地を一時的に使用するためのものである。

2. 管理

- (1) 甲は、河川管理及び道路管理の必要な範囲内で河川敷地及び道路敷地の管理を行うこととし、ドクターへり及び消防防災ヘリの離着陸場としての特別な整備・維持管理は行わず、甲の使用は乙の使用に対して優先するものとする。
- (2) 甲は、ドクターへり及び消防防災ヘリが降雪期においても円滑に離着陸ができるよう、業務に支障の無い範囲で、協力するものとする。
- (3) 乙は、離着陸場として河川敷地及び道路敷地を利用することによる、河川敷地及び道路敷地の管理の義務を負わないものとする。

3. 運用手順等

- (1) 河川敷地及び道路敷地の使用にあたっては、ドクターへりにおいては「秋田県ドクターへり運航要領」（平成30年7月制定）、消防防災ヘリにおいては「秋田県消防防災ヘリコプター運用管理要綱」及び「秋田県消防防災ヘリコプター緊急運航要領」（平成31年4月制定）に基づき、現場の安全を確保するものとし、安全が確保できる場合に限り、使用することができるものとする。
- (2) 本協定の対象とする河川敷地及び道路敷地、及び当該敷地を使用する際の使用手順等については、別に定める。
- (3) 河川敷地及び道路敷地を使用した際、要請者側は甲に使用状況報告書をもって報告するものとし、その様式は別に定める。

4. 問題・事故等への対応

ドクターへり及び消防防災ヘリの運航によって生じた問題及び事故等については、ドクターへりにおいては「秋田県ドクターへり運航要領」により、また消防防災ヘリにおいては乙の責任により対応するものとする。

5. 有効期間

本協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙の書面による解約の申出がなかった場合は、期間満了の日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

6. 協定の変更

本協定は、甲又は乙のいずれかが、本協定の内容について変更を申し出たときは、その都度甲乙協議の上、変更を行うものとする。

7. 応援要請時の取り扱い

本協定は、乙が結ぶ「北東北三県ドクターへりの広域連携に係る協定」、「秋田県、山形県ドクターへり広域連携に係る基本協定」及び「消防防災ヘリコプターの運航不能期間等における北海道・東北8道県相互応援協定」に基づき出動した、乙以外のヘリについても対象とするものとする。

8. 疑義の解決その他

本協定に定めのない事項又は本協定の解釈について疑義が生じたときは、甲乙協議し、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

令和4年12月1日

甲 國土交通省 東北地方整備局長

山本 勝

乙 秋田県知事

佐竹 敏久